

鹿児島県土地家屋調査士会

「境界問題相談センターかごしま」運営規程

(目的・用語)

第1条 この規程は、「境界問題相談センターかごしま」規則（以下「規則」という。）第55条の規定に基づき、「境界問題相談センターかごしま」（以下「本センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

(事務局)

第2条 本センターの事務局は、受付事務、連絡事務、送達事務、会計事務その他運営に関して必要な事務を処理し、手続実施記録等その他保存すべき書類及びこれらを記録した電磁的記録（以下「保存書類等」という。）を保管する。

2 本センターの事務局職員は、本会の会長がセンター長と協議して、本会の事務局職員のうちから任命する。

3 センター長は、本センターの事務局職員のうちから責任者を任命して、本センターの事務の処理及び保存書類等の保管をさせる。

(掲示及び公開)

第3条 本センターは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第11条第2項の規定により認証紛争解決事業者である旨並びに認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項について記載した書面を事務所に備え置くものとする。

2 本センターの規則及び規程は、その書面を事務所に備え置き、又はこれらをコンピュータの映像面で利用者が自由に閲覧できるようにするとともに、本会のホームページで公開する。

(備付け書類等)

第4条 次に掲げる書類は、本センターの事務局に備える。

- (1) 運営委員名簿及び推進員名簿
- (2) 相談・調停員候補者名簿
- (3) 調停の当事者に対する説明書
- (4) 相談申出書及び調停申立書等の各種書式・様式

- (5) 相談申出書受付簿及び調停申立書受付簿
- (6) 相談記録及び期日調書
- (7) 文書発信簿及び受信簿
- (8) 会計帳簿
- (9) 鑑定実施員候補者の名簿
- (10) その他本センターの事業の実施について必要な書類

2 前項の書類の様式の制定及び変更は、運営委員会が行うものとする。

(受付)

第5条 本センターの受付時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、8月13日から15日まで、12月29日から1月3日まで及び本会の総会の開催日等で本会が特に定める日を除く。

(候補者名簿の確認)

第6条 センター長は、相談・調停員候補者について欠格事由の該当の有無を定期的に確認し、当該候補者名簿の正確性の確保に努めるものとする。

(担当調停員等の委嘱)

第7条 担当相談員又は担当調停員として選任された相談・調停員候補者は、規則で定めるほか、特別の支障がある場合を除き、受任を拒んではならない。

2 センター長は、担当調停員に対して、申立ての受理及び相手方の応諾の状況を説明し、関係書類を添えて、調停の実施を委嘱するものとする。

(秘密の保持等)

第8条 相談・調停員候補者、運営委員、推進員、本会の役員、鑑定実施員等及び本センターの事務に従事する事務局職員は、その職に就任後速やかに、本センターに係る秘密を保持する旨の誓約書を本会の会長に提出しなければならない。

2 本会の役員並びに運営委員及び相談・調停員候補者は、その職に就任後速やかに、調停の実施に当たっては規則第34条の規定を遵守する旨の誓約書を本会の会長に提出しなければならない。

(手続実施記録等の管理等)

第9条 規則第45条第4項の保管庫の鍵については事務局職員の責任者が、アクセス制御のパスワード等についてはセンター長が、それぞれ管理する。

(苦情の処理)

- 第10条 苦情の申立ては、書面による申立てに限り受け付けるものとする。
- 2 苦情処理委員会は、指名された委員の互選により苦情処理委員長1人を置く。
 - 3 苦情処理委員長は、苦情処理委員会の事務を統括し、この規程に定めるもののほか、苦情処理委員会の運営に関し必要な事項を苦情処理委員会に諮って定める。
 - 4 苦情処理委員会は、苦情申立ての内容を調査し、苦情処理の方法について審議するものとする。
 - 5 苦情処理委員長は、苦情処理の方法の審議が終了したときは、速やかに、その結果を運営委員会に報告しなければならない。

(相談員及び調停員の報酬)

第11条 本センターが担当相談員及び担当調停員に支払う報酬は、次に掲げるところによる。

- (1) 調査士 本会の旅費規程を準用する
- (2) 弁護士 1期日につき 10,000円

2 本センターが担当調停員に支払う成立報酬は、次に掲げるところによる。

- (1) 調査士 50,000円を等分
- (2) 弁護士 50,000円

3 前項の規定にかかわらず、筆界特定制度による筆界の特定後に申立てがされ、現地に境界標を設置・確認することによって容易に解決することが見込まれる事件で期日が1回で終了した事件について担当調停員に支払う成立報酬は、次に掲げるところによる。

- (1) 調査士 5,000円
- (2) 弁護士 10,000円

(報酬補償)

第12条 予定された期日に当事者が出頭せず期日が開催されなかった場合において、担当相談員又は担当調停員が待機したときは、当該担当相談員又は担当調停員に対し、前条で定める額の半額を補償する。

(運営委員・推進員の報酬)

第13条 運営委員又は推進員に支払う報酬は、第11条の規定を準用する。

(鑑定等の報酬)

第14条 本センターは、規則第22条第1項に規定する調査又は同条第2項に規定する鑑定等を実施した者に対し、当事者から予納された金銭を支払うものとする。

2 前項により支払を受ける者は、本センターに事務手数料として、支払を受ける額の1

0%を納付しなければならない。

(規程に定めのない事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、本センターの運営に当たって必要な事項は、運営委員会の決するところによる。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、鹿児島県土地家屋調査士会「境界問題相談センターかごしま」が行う民間紛争解決手続の業務について、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定による法務大臣の認証を取得した日から施行する。

2 この規程の施行前に受け付けた相談及び受理した調停については、なお従前の例による。

(規程の廃止)

第2条 平成18年5月26日施行の鹿児島県土地家屋調査士会境界問題相談センターかごしま運営規程は、第1条に基づき廃止する。

(平成30年8月20日 運営委員会承認)